

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金取扱要領

平成30年 5月10日

研究振興局長決定

改正 令和2年12月25日

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金（以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）並びに先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱（平成30年5月10日文科科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この取扱要領の定めるところによる。

1. 交付の対象（交付要綱第3条）

文科科学大臣（以下「大臣」という。）は、交付要綱第2条の目的を達成するために行う事業（以下「補助事業」という。）を実施する機関の設置者（以下「補助事業者」という。）に対し、事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、補助金を交付する。

2. 交付の申請（交付要綱第6条）

補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、次の各号に掲げる書類を作成し、大臣に提出しなければならない。

- ・ 交付申請書（様式第1）
- ・ 経費等内訳書（様式第2）
- ・ 補助金年間支払計画書（様式第3）
- ・ 銀行振込（新規・変更）依頼書（様式第4）
- ・ 上記のほか交付の申請に必要な書類

3. 決定の通知（交付要綱第7条）

大臣は、交付要綱第7条の定めにより交付の決定を行った場合は、補助事業者に「交付決定通知書」（様式第5）により通知するものとする。

4. 申請の取下げ（交付要綱第8条）

補助事業者は、交付要綱第8条第1項に定める申請の取下げを行う場合は、「交付申請取下げ書」（様式第6）に参考となる書類を添え、大臣に提出すること。

5. 補助金の使用等（交付要綱第9条、第22条）

- (1) 補助対象経費は、設備備品費、人件費、事業実施費及びその他大臣が認めた経費とする。なお、補助金の執行に当たっては、特に指示するものを除き、補助事業者が定めた規定により執行を行

うこと。また、その状況を明らかにするため、以下に掲げる「費目」毎に、さらに、事業実施費にあつては費目の内訳を以下に示す「種目」に区分し、執行を行うこと。

【費目】設備備品費：資産として取り扱うものを取得、製造または効用を増加させるための経費

【費目】人件費：雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うもの及び雇用主が負担するその社会保険料等

【費目】事業実施費：上記以外で補助事業の実施に必要なものにかかる経費

(種目例) 消耗品費、国内旅費、外国旅費、外国人等招へい旅費、諸謝金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費 等

(2) 次に掲げる経費についてはそれを補助対象経費として計上することができない。なお、掲げるものはあくまで例示であり、それ以外をすべて補助対象経費と認めるものではない。

- ・事業の実施に必要なない経費
- ・機関が定めた規程により執行し得ないもの
- ・不動産の取得、建築等施設の建設・改修にかかるもの（本補助事業により購入した設備備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等を除く）
- ・補助事業期間外の経費
- ・機関で通常備えるべきもの
- ・研究集会の開催に伴うレセプションなどでの飲酒、会食など嗜好品とみなされるもの

(3) 本補助金と他の経費による合算使用は（補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合において、補助対象経費と他の経費との使用区分を明らかにした上で補助対象経費を使用する場合を除く。）、委託費や補助金等特定の目的をもった国からの資金による事業等、用途の特定された経費との合算使用はできない。なお、本補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って、本補助事業終了後もその効率的運用を図らなければならないため、それらが困難となるような合算使用も行わないこと。

(4) 補助事業者は、補助金が法の適用を受ける補助金であることから、補助金の執行に当たっては、善良な管理者の注意をもって行い、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように努めるとともに、他の用途へ使用してはならない。

(5) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出状況を明らかにするため、「帳簿」（様式第15）を備え、その収支の内容を記載（支出にあつては上記（1）に掲げる補助対象経費について項目毎に区分して記載）するとともに、帳簿の記載順に整理されたその収支を証する書類及びその他交付要綱、本要領の定めにより提出したすべての書類とともに整理し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

6. 補助事業の変更（交付要綱第10条）

(1) 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の配分の変更の承認を申請する場合は、「変更承認申請書」（様式第7）を大臣に提出すること。

(2) 大臣は、（1）の承認をする場合、補助事業者に「計画変更承認について」（様式第8）により承認するものとする。

7. 補助事業の中止又は廃止（交付要綱第11条）

(1) 補助事業者は、交付要綱第11条に定める補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、「中

止（廃止）承認申請書」（様式第9）を大臣に提出すること。

(2) 大臣は、(1)の承認をする場合、補助事業者に「中止（廃止）承認について」（様式第10）により承認するものとする。

8. 事業遅延の届出（交付要綱第12条）

補助事業者は、交付要綱第12条に定める補助事業の遅延が見込まれる場合又は遂行が困難となった場合は、「補助事業遅延届」（様式第11）を大臣に提出すること。

9. 実績報告書（交付要綱第14条）

補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合も含む。）した場合は、交付要綱第14条第1項の定めに従い、その日から1か月経過した日又は翌年度の4月10日（補助金の全部について概算交付を受けた場合は5月31日）のいずれか早い日までに、「実績報告書」（様式第12）により補助事業の実施結果等を報告すること。ただし、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、「実績報告書」（様式第12）に代えて、「国の会計年度終了に伴う実績報告書」（様式第13）により報告すること。

10. 補助金の額の確定（交付要綱第15条）

大臣は、交付要綱第14条第1項の規定による「実績報告書」（様式第12）の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に「確定通知書」（様式第14）により通知するものとする。なお、補助事業者は、額の確定調査においては、該当しないものを除き次に掲げる書類及び「5. 補助金の使用等（5）」に掲げる書類を提出しなければならない。

- ・帳簿（様式第15）
- ・事業参加者リスト（様式第16）
- ・事業協力者リスト（様式第17）
- ・上記のほか実績報告に必要な書類

11. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還（交付要綱第16条）

補助事業者は、交付要綱第16条第1項に定める消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税等仕入控除税額確定報告書」（様式第18）を大臣に提出すること。

12. 交付請求及び交付（交付要綱第17条）

(1) 補助金においては、補助事業者からの請求に基づき、「補助金年間支払計画書」（様式第3）の合理性等を勘案し、補助事業期間中に、補助金の交付決定額の全部又は一部について、四半期毎に概算交付を行うことができる。

(2) 補助事業者は、概算交付を受けようとするときは、交付決定後、別途指示する期日までに、「補助金支払請求書」（様式第19）及び「補助金支払計画書」（様式第20）を大臣に提出すること。

(3) 補助事業者は、補助事業期間中に、補助金の交付決定額について概算交付を全く受けない又は

一部についてのみ概算交付を受けた場合で、その概算交付等の額が額の確定額に満たない場合、その満たない額について「補助金支払請求書」（様式第19）を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。なお、その精算請求に基づく補助金の交付は、適正な請求書の受理後30日以内に支払うものとし、支払の期限は交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日とする。

13. 交付決定の取消等（交付要綱第18条）

補助事業者は、交付要綱第18条第1項各号の一に該当し交付決定の取消し等の措置がなされた場合には、交付した補助金の全部又は一部の返還が必要となる場合があるほか、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）の趣旨に従い、また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に準じ、補助事業を実施するにおいて適切な取組を行わなければならない。なお、交付決定の取消しは補助事業終了後においても効力を発するものとする。

14. 知的財産権の報告（交付要綱第19条）

補助事業者は、交付要綱第19条に定める知的財産権を得た場合は、「知的財産権報告書」（様式第21）に参考となる書類を添え、大臣に提出すること。

15. 財産の管理等（交付要綱第20条）

補助事業者は、補助金により購入した設備備品等の資産については、管理台帳等を備えるとともに、補助金で取得した旨の標示を行い、補助事業者の規程等に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

16. 財産処分の制限（交付要綱第21条）

補助事業者は、法第22条に定める財産の処分を制限する期間中において、処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするときは「財産処分承認申請書」（様式第22）を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。なお、本承認の基準は別添「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

17. 補助金の保管管理

補助事業者は、補助金の保管により発生する預金利息等については補助事業の効果的な実施に資するべく、補助事業費として使用することができる。なお、大臣は、額の確定の際に預金利息等で未使用のものがある場合は、当該額に相当する額を減額して額の確定を行うものとする。

また、補助事業者は、振込口座の届出内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに「銀行振込（新規・変更）依頼書」（様式第4）を提出すること。

18. 補助事業終了後における協力

補助事業者は、補助事業の進捗状況の把握や評価など、文部科学省又は文部科学省が指定する第三者が実施する事業の評価等に係る業務に関して、補助事業終了後においても必要な協力をしな

ればならない。

19. その他必要な事項

この要領に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月25日 2文科振第304号）

この要領は、令和2年12月25日から施行する。

(参考) 事務手続に係る様式整理表

事務手続	書類名称	取扱要領様式	作成者
交付の申請	交付申請書	様式第 1	補助事業者
	経費等内訳書	様式第 2	補助事業者
	補助金年間支払計画書	様式第 3	補助事業者
	銀行振込（新規・変更）依頼書	様式第 4	補助事業者
交付の決定	交付決定通知書	様式第 5	文部科学大臣
	交付申請取下げ書	様式第 6	補助事業者
事業の実施	変更承認申請書	様式第 7	補助事業者
	計画変更承認について	様式第 8	文部科学大臣
	中止（廃止）承認申請書	様式第 9	補助事業者
	中止（廃止）承認について	様式第 10	文部科学大臣
	補助事業遅延届	様式第 11	補助事業者
額の確定	実績報告書	様式第 12	補助事業者
	国の会計年度終了に伴う実績報告書	様式第 13	補助事業者
	確定通知書	様式第 14	文部科学大臣
	帳簿	様式第 15	補助事業者
	事業参加者リスト	様式第 16	補助事業者
	事業協力者リスト	様式第 17	補助事業者
	消費税等仕入控除税額確定報告書	様式第 18	補助事業者
補助金の支払	補助金支払請求書	様式第 19	補助事業者
	補助金支払計画書	様式第 20	補助事業者
その他	知的財産権報告書	様式第 21	補助事業者
	財産処分承認申請書	様式第 22	補助事業者

様式第1

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付申請書

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり 年度先端加
速器共通基盤技術研究開発費補助金の交付を申請します。

1. 補助事業名

2. 本年度の事業計画
別紙のとおり

3. 補助金交付申請額
円
経費内訳は別紙のとおり

4. 補助事業の実施期間
自 年 月 日
至 年 月 日

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

(別紙)

事業計画書

I. 補助事業の内容

1. 補助事業名

2. 機関名

3. 補助事業の目的

4. 本年度の事業の項目及び内容

II. 補助事業の実施体制

事業項目	実施場所	担当責任者

III. 経費内訳

費目	補助事業費 (円)		補助金交付申請額 (円)
		うち補助対象経費 (円)	
設備備品費			
人件費			
事業実施費			
合計			

経費等内訳書

補助事業名

補助対象 経費	項目	金額 (円)	積算内訳 金額 (円)	事項	内容・目的等	単価・数量等		備考
						単価 (円)	数量・人数等 (個、回、人 等)	
設備備品費	設備備品費	0						
			0			円		
			0			円		
	計	0	0			円		
人件費	人件費	0						
			0			円		
			0			円		
	計	0	0			円		
事業実施費	消耗品費	0						
			0			円		
			0			円		
			0			円		
	国内旅費	0						
			0			円		
			0			円		
			0			円		
	外国旅費	0						
			0			円		
		0			円			
〇〇〇〇	0							
		0			円			
		0			円			
〇〇〇〇	0							

経費等内訳書

補助事業名

補助対象 経費	項目	金額（円）	積算内訳 金額 （円）	事項	内容・目的等	単価・数量等		備考
						単価 （円）	数量・人数等 （個、回、人 等）	
			0			円		
			0			円		
			0			円		
	〇〇〇〇	0				円		
			0			円		
			0			円		
	〇〇〇〇	0				円		
			0			円		
			0			円		
	計	0				円		
合	計	0						

※1 適宜行及び項目を追加すること

※2 自己負担分については、備考欄に「自己負担」（または「うち〇〇円は自己負担」）と記載すること

事務担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話	
	E-mail	

補助金年間支払計画書

機関名

職 名

氏 名

補助事業名

(単位：円)

費目	交付 申請額	第1 四半期				第2 四半期				第3 四半期				第4 四半期				計	備考
		4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計		
設備備品費																			
人 件 費																			
事業実施費																			
合 計																			

(記入要領)

1) 各月ごとの支払い見込額を記入して作成すること。第4四半期の3月の欄には、翌月以降の支払い予定額も載せること。

銀行振込依頼書(新規・変更)

年 月 日

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

住所

〒 _____

名称

代表者役職名、氏名

当方に支給される国庫金(補助金)については、下記の口座に振込願います。

記

振込先口座(注意:国庫金を取り扱っていない銀行には振込できません)									
カナ口座名義									
※通帳に表記されているカナ口座名義名を記入 (漢字名は記入不要)									
ゆうちょ銀行以外の金融機関									
金融機関名・支店名				銀 行 信用金庫 農 協			支 店 営業部 出張所		
金融機関コード				店舗コード					
預金種別 ※いずれかに○	普通預金 ・ 当座預金 ・ 別段預金								
口座番号 ※右詰で記入									
ゆうちょ銀行(通帳に表記されている記号5桁及び番号8桁を記入)									
例)記号 12340-1 → 234 の部分を記入(1桁目の1と5桁目の0は固定なので記入不要、-1は記入不要)									
番号 12345671 → 1234567 まで記入(下1桁の1は固定なので記入不要)									
ゆうちょ銀行	記号	1				0			
	番号								1
									←番号が8桁ない場合は右詰で記入

(注)本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

以下、文部科学省内担当者記入欄

事業名					
局課名					
連絡担当者名				内線	

機 関 名
職 名
氏 名 殿

文部科学大臣

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号で申請のあった標記補助金については、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 補助事業名
2. 補助金の交付の対象となる事業は、申請のあった 年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
3. 補助事業費、補助対象経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

費 目	補助事業費（円）		交付決定額（円）
		うち補助対象経費（円）	
設備備品費			
人 件 費			
事業実施費			
合 計			

4. 補助金の確定額は、実際に補助事業に要した経費のうち補助金交付の対象となる経費と補助金の交付決定額（変更されたときは、変更後の額とする。）のいずれか低い額とする。
5. 補助事業は、補助金の交付を受けた年度の 3 月 31 日までに完了しなければならない。
6. 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）並びに先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱（平成 30 年 5 月 10 日文部科学大臣決定）及び先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金取扱要領（平成 30 年 5 月 10 日研究振興局長決定）に従わなければならない。

7. 補助条件は、前項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) ○○○○○○

(2) △△△△△△

・

・

・

8. この交付の内容又はこれに附された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、 年 月 日までに交付申請取下げ書（様式第6）を文部科学大臣に提出するものとする。

（注）本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付申請取下げ書

年 月 日付第 号をもって申請した先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付申請は、
下記の理由により取り下げたいので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第 8 条の規定により
申し出ます。

記

1. 補助事業名
2. 取下げの理由
3. その他

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金計画変更承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった 年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金について、計画を変更したいので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 変更事項
3. 変更の理由
4. 変更が補助事業に及ぼす影響及び効果
5. 経費内訳

費 目	当初交付決定額 (円)	流用増減額 (円)	計画変更後の配分額 (円)
設 備 備 品 費			
人 件 費			
事 業 実 施 費			
合 計			

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

様式第 8

文 書 番 号
年 月 日

機 関 名
職 名
氏 名 殿

文部科学大臣

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金計画変更承認について

年 月 日付第 号をもって提出のあった先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金の計画変更承認申請書について、（申請のとおり／下記の条件を付して）承認します。

記

- （注） 1. 条件を付さない場合と、条件を付して承認する場合とで、かっこ書き内のいずれかによること。
2. 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった 年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金について、補助事業を中止（廃止）したいので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名

2. 補助金使用状況
 - (1) 交付決定額

 - (2) 支払済額（利息額含む）

 - (3) 未使用額（返還金額）

3. 補助事業中止（廃止）の年月日及びその理由

4. 補助事業中止（廃止）の後に講ずる措置

5. その他

（注）本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

機関名
職 名
氏 名 殿

文部科学大臣

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金補助事業中止（廃止）承認について

年 月 日付第 号をもって提出のあった先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金の補助事業中止（廃止）承認申請書については、下記の条件を付し、承認します。

記

1. 補助事業中止（廃止）日 年 月 日
2. 上記補助事業中止（廃止）日以後は、補助金を使用しないこと。
3. 上記補助事業を廃止する場合は、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、上記補助事業廃止日から60日を経過した日又は翌年度の5月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

- (注) 1. 上記3. は補助事業の廃止を承認する場合に記載する。
2. 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金補助事業遅延届

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金について、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金
交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名
2. 補助事業の内容及び進捗状況
3. 遅延理由
4. 遅延に対して講じた措置
5. 遅延等が事業に及ぼす影響
6. 補助事業の遂行及び完了の予定
7. その他

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金について、事業が完了したので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業の実績

別紙（イ～ハ）のとおり

3. その他

（注）本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

事業結果説明書

1. 事業の実績

(1) 事業の実施日程

事業項目	実 施 日 程											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
							→					
												→

(2) 事業の実績の説明

取得財産等一覧表

1. 補助事業において取得・製造した資産

(単位:円)

財産の名称	仕様	数量	取得等年月日	取得等価格	設置場所 (住所)	備考

※補助事業において取得・製造した資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第21条第1項の財産処分の制限に該当するものは備考欄に「※」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において取得・製造した資産すべてについて年度に区分し記載すること。

2. 補助事業において効用の増加がなされた資産

(単位:円)

財産の名称	仕様	数量	財産の額		設置場所 (住所)	備考
			増加前	増加後		

※補助事業において効用の増加がなされた資産について、実施機関において管理する資産の単位毎に記載すること。

※先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第21条第1項の財産処分の制限に該当する効用の増加がなされたものは、備考欄に「※」を付すこと。

※記載にあたっては本補助事業において効用の増加がなされた資産すべてについて年度に区分し記載すること。

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

国の会計年度終了に伴う 年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金について、国の会計年度内に補助事業が完了していませんので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、別紙関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助事業の年度末実績額 円 (内容別紙)

3. 補助事業の実施状況

※繰越承認を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

(別紙)

補助事業の年度末実績額

(単位：円)

費目	交付決定額	年度末 決算額①	既に支払いを 受けた合計額②	差額 ①－②	次年度 繰越額	実績の 明細
設備備品費						
人件費						
事業実施費						
合計						

機 関 名
職 名
氏 名 殿

文部科学大臣

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金確定通知書

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金については、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第 1 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり確定したので、通知します。

くまた、既に支払った補助金の額が、確定した補助金の額を超えるので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第 1 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり、別途歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長より送付する納入告知書により返還して下さい。>

記

1. 補助事業名

2. 補助事業費、補助対象経費及び補助金の確定額は、次のとおりとする。

費 目	補助事業費 (円)		確定額 (円)
		うち補助対象経費 (円)	
設備備品費			
人 件 費			
事業実施費			
合 計			

< 3. 返還すべき補助金の額 円 >

< 4. 返還期限 納入告知書に記載された期限 >

※ < > 書きは、返還すべき補助金がある場合

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

帳簿

補助事業名

(補助対象経費)

(項目)

(単位：円)

No	件名	支出額	単価・数量等		発注・契約 年月日	引取・検収 年月日	支払 年月日	取引 相手先	備考
			単価 (円)	数量等 (個、回等)					
計									

※1 各法人において使用している帳簿でも差し支えない
 ※2 適宜行を追加すること

事業参加者リスト

補助事業名

氏名	継続区分	所属等		事業項目	実施内容	実施期間		エフォート	本補助金により経費の支出のある者	備考
		所属	役職			開始年月	終了年月			

- ※1 実施機関に所属し補助事業を主体的に行う者を記載すること。
- ※2 「継続区分」には前年度から継続して参加する場合は「継」、今年度から参加する場合は「新」と記載すること。
- ※3 「事業項目」には事業計画書で設定した内容を記載すること。
- ※4 本補助金により人件費・謝金等経費の支出のある者は、「本補助金により経費の支出のある者」欄に○を付すこと。
- ※5 本補助事業対象経費において直接経費で人件費が支出されている者で、且つ本補助金以外の活動（外部資金による研究活動、教育、診療行為等）を行う者（＝エフォート対象者）については、「エフォート」欄に○を付すこと。

事業協力者リスト

補助事業名

氏名	継続区分	所属等		事業項目	実施内容	本補助金により経費の支出のある者	備考
		所属	役職				

- ※1 他機関に所属し補助事業の主要な部分に協力する者を記載すること。
- ※2 「継続区分」には前年度から継続して参加する場合は「継」、今年度から参加する場合は「新」と記載すること。
- ※3 「事業項目」には事業計画書で設定した内容を記載すること。
- ※4 本補助金により人件費・謝金等経費の支出のある者は、「本補助金により経費の支出のある者」欄に○を付すこと。

文 部 科 学 大 臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

年度先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金について、消費税等仕入控除税額が確定しましたので、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 補助金額（交付要綱第15条による額の確定額）

円

3. 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額・・・①

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額・・・②

円

5. 補助金返還相当額（②－①）

円

（注）1. 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

2. 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

年 月 日

請 求 書

官署支出官

文部科学省大臣官房会計課長 殿

名 称
代表者役職名
代表者氏名

下記のとおり、請求します。

記

<p>委託事業名 または 補助金等名</p>	<p>〇〇〇〇年度 先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金</p>
<p>契約額 または 交付決定額 <small>(金額を変更した場合は変更後の金額を記載)</small></p>	<p>円</p>
<p>請求額</p>	<p>円</p>

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

様式第 2 0

補助金支払計画書（第 回）

年 月 日 提出
年 月 日 現在

機関名
職 名
氏 名

補助事業名

（単位：円）

費目	交付 決定額	変更承 認済額	支払実績又は予定額																計	前回ま での概算払 額	今回 概算払額	備考
			第 1 四半期				第 2 四半期				第 3 四半期				第 4 四半期							
			4月	5月	6月	計	7月	8月	9月	計	10月	11月	12月	計	1月	2月	3月	計				
設備備品費																						
人 件 費																						
事業実施費																						
合計																						

（ 記入要領 ）

- 1) 各月ごとの支払い見込額を記入して作成すること。第 4 四半期の 3 月の欄には、翌月以降の支払い予定額も載せること。

文 書 番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金に係る知的財産権報告書

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金による事業で得られた成果に係る知的財産権について、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第 19 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 知的財産権の取得状況

知的財産権の内容	発明者等	権利者	知的財産権の種類・番号	出願年月日	取得年月日

3. その他

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文部科学大臣 殿

機 関 名
職 名
氏 名

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金に係る財産処分承認申請書

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金に係る財産処分について、先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金交付要綱第 2 1 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業名
2. 処分しようとする財産及びその内容

財産の名称	仕様	数量	取得時の価格	処分内容

3. 処分の理由及び処分予定年月日
4. 処分の相手方（住所、氏名、使用場所及び目的）
5. 処分の条件
6. その他

(注) 本件の担当部署、担当者、連絡先その他必要な事項を追加することができる。

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

(注1) 財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

(注2) 一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

(注3) 承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

(注4) 処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うもの

とする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

(1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）

- ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
- ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

(2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合
- ② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合
 - ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）
- エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するものうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 氏 名 又 は 名 称 及 び 住 所

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金により取得した
〇〇〇〇に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*1）、次のとおりの処分について承認を求めます。

*1 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

*2 本件の担当部署・担当者・連絡先その他必要な事項を追加することができる。

1 処分の種類（該当するものに○）

（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分（抵当権の設定） ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年

⑩処分の内容		⑪処分予定年月日
⑫譲渡予定額 (譲渡の場合)		
円		

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金（有 無）

・→無の場合（承認基準の第3（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）

1 地方公共団体 (1)

2 地方公共団体以外の者 (1)→ (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処분을承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

補 助 事 業 者 等 氏名又は名称及び住所

先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金により取得した
〇〇〇〇に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条に基づき（*1）、次の処分について報告します。

- * 1 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。
- * 2 本件の担当部署・担当者・連絡先その他必要な事項を追加することができる。

1 処分の種類（ 転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年

⑩処分の内容	⑪処分予定年月日

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・ 地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・ 地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・ 当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・ 国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・ その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1)「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。

(2)⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。

(3)「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

(1)当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。

(2)間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。

(3)補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(4)その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。